

令和 5 年

第 1 回市議会定例会 議案第 4 3 号

函館市建築基準条例の一部改正について

函館市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市建築基準条例の一部を改正する条例

函館市建築基準条例（昭和 3 5 年函館市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 0 条の 1 5 中第 5 4 号を第 5 7 号とし、第 4 6 号から第 5 3 号までを 3 号ずつ繰り下げ、同条第 4 5 号中「一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「建築物の新築または増築等」に改め、同号ア中「（一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号を同条第 4 8 号とし、同条第 4 4 号中「一敷地内認定建築物以外の」を削り、同号ア中「（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号を同条第 4 7 号とし、同条第 4 3 号中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築」を「建築物の新築または増築等」に改め、同号ア中「（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号を同条第 4 6 号とし、同条中第 4 2 号を第 4 5 号とし、第 2 4 号から第 4 1 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 2 3 号を第 25 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（26）法第 5 8 条第 2 項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請 1 6 0, 0 0 0 円

第 6 0 条の 1 5 中第 2 2 号を第 2 4 号とし、第 1 9 号から第 2 1 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 1 8 号中「第 5 5 条第 3 項各号」を「第 5 5 条第 4 項各号」に改め、同号を同条第 2 0 号とし、同条中第 1 7 号を第 1 8 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（19）法第 5 5 条第 3 項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許

可の申請 160,000円

第60条の15中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、同条第14号中「第53条第4項」の後ろに「または第5項（同項第4号に係る部分に限る。）」を加え、同号を同条第15号とし、同条第13号中「第11項」を削り、同号を同条第14号とし、同条第12号の次に次の1号を加える。

(13) 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する

特例の認定の申請 27,000円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

建築基準法の一部改正に伴い、住宅等の機械室等に係る容積率の算定の特例の認定に関する事務等について手数料を徴収することとし、および規定を整備するため